

(保 252)

平成 27 年 2 月 26 日

都道府県医師会  
社会保険担当理事 殿

日本医師会副会長  
中 川 俊 男

平成 27 年 3 月以降の東日本大震災による  
被災者に係る一部負担金等の取扱いについて

東日本大震災により被災した被保険者の一部負担金の免除措置については、現在、国による財政支援と平成 24 年 10 月以降も一部負担金の免除措置を継続している国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険者において実施されているところであります。

国の財政支援により一部負担金の免除措置が実施されているものは、東日本大震災による被災者であって、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域（以下「避難指示区域等」という。これまでの通知等における「避難指示等対象地域（警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点（ホットスポット）（いずれも、解除・再編された場合を含む。））」と同様。）における被保険者等について、平成 27 年 2 月 28 日までの間、保険医療機関等の窓口で一部負担金が免除されてきました。

平成 27 年度においても、引き続き国の財政支援を予定しており、平成 28 年 2 月 29 日までの間、避難指示区域等の被保険者等につきましては、一部負担金の免除措置が延長されることとなります。

これまで同様、一部負担金が免除される被保険者等につきましては、保険医療機関等の窓口において「一部負担金等免除証明書」の提示が必要であり、避難指示区域等の被保険者等に対しては、国民健康保険、後期高齢者医療制度、全国健康保険協会及び健康保険組合から、有効期限を更新した一部負担金等免除証明書が交付されることとなりますので、保険医療機関等の窓口においては、平成 27 年 3 月 1 日以降も引き続き、有効期限が更新された一部負担金等免除証明書を提示した被保険者等についてのみ、一部負担金の支払を免除することとなります。

ただし、旧緊急時避難準備区域等（旧緊急時避難準備区域及び平成 25 年度以前に指定が解除された特定避難勧奨地点（ホットスポット））については、平成 26 年 10 月 1 日以降、上位所得層となる被保険者等について一部負担金の免除措置の対象外となっており、免除措置を行うかは各保険者それぞれの判断によることとなっているところであります。つきましては、旧緊急時避難準備区域等の被保険者等については、平成 27 年 7 月 31 日を有効期限とする免除証明書を交付し、平成 27 年 8 月 1 日以降の取扱いについては、上

位所得層以外の被保険者について、平成27年8月1日以降も有効となる免除証明書が改めて交付されることとなります。上位所得層となる被保険者等については一部負担金の免除措置の対象外となる予定であり、引き続き免除措置を行うかは各保険者それぞれの判断によることとなります。

また、旧避難指示解除準備区域等（旧避難指示解除準備区域及び平成26年度に指定が解除された特定避難勧奨地点（ホットスポット））については、平成27年9月30日を有効期限とする免除証明書を交付し、平成27年10月1日以降の取扱いについては、上位所得層以外の被保険者については、平成27年10月1日以降も有効となる免除証明書が改めて交付されることとなります。上位所得層となる被保険者等については一部負担金の免除措置の対象外となり、引き続き免除措置を行うかは各保険者それぞれの判断によることとなります。

なお、平成27年3月以降、一部負担金等免除証明書が手元に届いていない場合等、やむを得ない事情により、保険医療機関等の窓口において、有効期限が切れていない一部負担金等免除証明書が提示できなかった場合にあっては、一旦、窓口において一部負担金をお支払いいただき、別途ご加入の医療保険の保険者に還付申請を行っていただくこと等の取扱いも引き続き継続されます。（詳細は、添付資料の別添1の別紙1「Q&A」をご参照ください。）

つきましては貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

#### <添付資料>

東日本大震災の被災者の一部負担金等免除証明書の取扱い等について

（平 27. 2. 25 事務連絡 厚生労働省保険局 保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課・医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室）

（別添1）東日本大震災の被災者の一部負担金等免除証明書の取扱いについて

【周知用ポスター】

（平 27. 2. 23 事務連絡

厚生労働省保険局 保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課）

（別添2）東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する財政支援の延長について

（平 27. 2. 23 事務連絡 厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課・医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室・総務省自治税務局市町村税課）

（別添3）避難指示区域等以外の東日本大震災による被災地域における被保険者及び旧緊急時避難準備区域等・旧避難指示解除準備区域等の上位所得層の被保険者の一部負担金の免除及び保険料（税）の減免に対する財政支援について

（平 27. 2. 23 事務連絡 厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課・

総務省自治税務局市町村税課）

事 務 連 絡  
平成 27 年 2 月 25 日

日本医師会 御中

厚生労働省保険局保険課  
厚生労働省保険局国民健康保険課  
厚生労働省保険局高齢者医療課  
厚生労働省保険局医療課  
厚生労働省保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室

東日本大震災の被災者の一部負担金等免除証明書の取扱い等について

公的医療保険制度について、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、別添1のとおり、各保険者及び各地方厚生（支）局等あてに事務連絡を発出いたしましたので、御了知いただくとともに、貴管下の会員等に対し、周知方よろしくお取り計らい願います。

また、一部負担金の免除措置に対する財政支援等につきましても、別添2及び別添3のとおり、各保険者及び各地方厚生（支）局等あてに事務連絡を発出いたしましたので、併せて御了知いただくよう、よろしくお願いたします。

事務連絡  
平成 27 年 2 月 23 日

地方厚生（支）局保険主管課・医療課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
後期高齢者医療主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局  
全国健康保険協会  
健康保険組合

御中

厚生労働省保険局保険課  
厚生労働省保険局国民健康保険課  
厚生労働省保険局高齢者医療課  
厚生労働省保険局医療課

#### 東日本大震災の被災者の一部負担金等免除証明書の取扱いについて

東日本大震災の被災者における一部負担金の免除措置に対する財政支援の取扱いについては、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する財政支援の延長について」（平成 27 年 2 月 23 日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課・医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）及び「避難指示区域等以外の東日本大震災による被災地域における被保険者及び旧緊急時避難準備区域等・旧避難指示解除準備区域等の上位所得層の被保険者の一部負担金の免除及び保険料（税）の減免に対する財政支援について」（平成 27 年 2 月 23 日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）において示しているところですが、一部負担金等免除証明書（以下「免除証明書」という。）の取扱い等については、下記のとおり予定していますので、内容を御了知いただくとともに、貴管下保険者及び関係団体においては、適切な取扱いがなされるよう御配慮をお願いいたします。

なお、下記の内容については、平成 27 年度政府予算案の可決・成立が前提となることを申し添えます。

#### 記

- (1) 健康保険、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険者等においては、一部負担金の免除措置の対象となる被保険者等（以下「免除対象者」という。）に対し、免除証明書を交付すること。
- (2) 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う旧緊急時避難準備区域等（※1）の

上位所得層の被保険者等の一部負担金の免除措置について、平成 26 年 10 月 1 日以降は、一部負担金の免除基準である「東日本大震災の被災者に対する一部負担金の支払いの免除の要件に関する取扱いについて」（平成 26 年 10 月 1 日付け保保発 1001 第 1 号厚生労働省保険局保険課長通知。以下「健保一部負担金免除基準通知」という。）の 1 ⑤及び⑥、「東日本大震災により被災した国民健康保険の被保険者に対する一部負担金の支払いの免除の要件に関する取扱いについて」（平成 26 年 9 月 29 日付け保国発 0929 第 1 号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知。以下「国保一部負担金免除基準通知」という。）の 1 ⑦及び⑧並びに「東日本大震災により被災した後期高齢者医療制度の被保険者に対する一部負担金の支払の免除の要件に関する取扱いについて」（平成 26 年 9 月 30 日付け保高発 0930 第 1 号厚生労働省保険局高齢者医療課長通知。以下「後期高齢者医療一部負担金免除基準通知」という。）の⑦及び⑧に基づき、旧緊急時避難準備区域等の上位所得層の被保険者等を対象外としている。

この点、上位所得層の被保険者等であることの判定は、

- ①健康保険及び船員保険については、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 40 条第 1 項及び船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 16 条第 1 項に規定する標準報酬月額が 53 万円以上に該当する被保険者
- ②国民健康保険については、世帯に属する国民健康保険の被保険者について、平成 26 年（平成 27 年 7 月までの場合にあつては、平成 25 年）の国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 29 条の 3 第 2 項に規定する基準所得額を合算した額が、600 万円を超える世帯
- ③後期高齢者医療制度については、世帯に属する後期高齢者医療の被保険者について、平成 26 年（平成 27 年 7 月までの場合にあつては、平成 25 年）の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）第 18 条第 1 項第 2 号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が、600 万円を超える世帯

に該当するかどうかを基準とすることとしていることから、旧緊急時避難準備区域等の被保険者等に対しては、平成 27 年 7 月 31 日を有効期限とする免除証明書を交付し、同年 8 月 1 日以降の取扱いについては、上記①から③までにより、上位所得層となる被保険者等を判断した上で、引き続き免除対象者となるものに対して、同日以降も有効となる免除証明書を改めて交付する等、免除証明書の交付にあたり留意すること。

- (3) 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う旧避難指示解除準備区域等（※2）の上位所得層の被保険者等の一部負担金の免除措置について、平成 27 年 10 月 1 日以降は、健保一部負担金免除基準通知、国保一部負担金免除基準通知及び後期高齢者医療一部負担金免除基準通知を改正し、旧避難指示解除準備区域等の上位所得層の被保険者等を対象外とする予定としている。

この点、上位所得層の被保険者等であることの判定は、(2) ①から③まで

に該当するかどうかを基準とすることとしていることから、旧避難指示解除準備区域等の被保険者等に対しては、平成 27 年 9 月 30 日を有効期限とする免除証明書を交付し、同年 10 月 1 日以降の取扱いについては、上位所得層となる被保険者等を判断した上で、引き続き免除対象者となるものに対して、同日以降も有効となる免除証明書を改めて交付する等、免除証明書の交付にあたり留意すること。

- (4) 保険医療機関等の窓口においては、有効期限が切れていない免除証明書を提示した免除対象者についてのみ、一部負担金の支払を免除することとすること。
- (5) 免除対象者が、保険医療機関等の窓口で免除証明書を提示できなかった場合には、「東日本大震災による被災者に係る医療保険の一部負担金等(窓口負担)の免除に関する Q&A について」(平成 23 年 5 月 18 日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡・同日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡)でお示しした取扱いと同様に、別紙 1 (Q&A) のとおり取り扱うこととすること。
- (6) 免除証明書の取扱いについては、別紙 2 を活用し、周知を実施していただきたいこと。  
なお、別紙 2 については、別途、保険医療機関等に対して送付し、周知の協力を依頼していること。

- (※ 1) 「旧緊急時避難準備区域等」とは、①旧緊急時避難準備区域、②平成 25 年度以前に指定が解除された特定避難勧奨地点(ホットスポット)の 2 つの区域等をいう。
- (※ 2) 「旧避難指示解除準備区域等」とは、①旧避難指示解除準備区域、②平成 26 年度に指定が解除された特定避難勧奨地点(ホットスポット)の 2 つの区域等をいう。

医療保険の一部負担金の免除について(医療機関、患者あてのQ&A)  
(市町村国民健康保険・後期高齢者医療制度・健康保険・船員保険)

【一部負担金の還付関係等】

問1 一部負担金等免除証明書(以下「免除証明書」という。)の有効期限後、医療機関等の窓口で有効期限が更新された免除証明書を提示できなかった場合、一部負担金は免除にならないのか。

(答)

免除証明書の有効期限後は、有効期限が更新された免除証明書を医療機関等に提示しない場合、原則として一部負担金の支払いが必要になります。ただし、免除証明書が手元に届いていない場合など、提示できなかったことがやむを得ないと認められるときは、ご加入の医療保険の保険者に申請を行うことにより、支払った額の還付を受けることができます。

問2 保険者から還付を受けるためには、どのような書類が必要になるのか。

(答)

すでに支払ってしまった一部負担金の還付を受けるためには、ご加入の医療保険の保険者に還付申請書を提出する必要があります。還付申請書を提出する際には、

- ①免除証明書(免除証明書の交付申請がお済みでない方は免除申請書)
- ②医療機関等が発行した領収証など、支払った一部負担金の金額が確認できる書類

を併せてご提示ください。なお、還付申請書を提出する時点で、有効期限が更新された免除証明書が手元に届いていない場合には、ご加入の医療保険の保険者にお問い合わせください。

# 医療機関等で受診される東日本大震災の被災者の皆さまへ



厚生労働省  
平成27年2月

## 医療機関等における窓口負担の免除について

① 窓口負担の免除を受けるためには、医療機関等の窓口で、**有効期限が切れていない免除証明書**を提示する必要があります。

▶ 現在、免除証明書をお持ちの方は、**有効期限をご確認**ください。

② 現在お持ちの免除証明書の有効期限後も、ご加入の医療保険の保険者により、引き続き、窓口負担が免除されることがあります。

▶ 窓口負担が免除される場合、**有効期限が更新された新しい免除証明書**を、医療機関等の窓口でご提示ください。

(※) 窓口負担の免除の対象となる要件は、ご加入の医療保険の保険者により異なります。

なお、引き続き窓口負担の免除の対象となる場合、新しい免除証明書はご加入の医療保険の保険者から送付されますので、お手元に届かない場合は、ご加入の医療保険の保険者へお問い合わせください。



窓口負担の免除や、免除証明書の取扱いに関してご不明な点があれば、ご加入の医療保険の保険者へお問い合わせください。

◎ 次の場合の自己負担額の免除については、平成24年2月29日までで終了しています。

- ・入院時の食費、居住費
- ・被保険者証を医療機関等の窓口で提示できなかった場合
- ・柔道整復師、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師による施術 等



事務連絡  
平成 27 年 2 月 23 日

地方厚生（支）局保険主管課・医療課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
後期高齢者医療主管課（部）  
都道府県総務主管部（局）市区町村主管課  
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局  
全国健康保険協会  
健康保険組合

御中

厚生労働省保険局保険課  
厚生労働省保険局国民健康保険課  
厚生労働省保険局高齢者医療課  
厚生労働省保険局医療課  
厚生労働省保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室  
総務省自治税務局市町村税課

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における  
被保険者等の一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する  
財政支援の延長について

東日本大震災による被災者であって、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示区域等（※1）（以下「避難指示区域等」という。）における被保険者等の一部負担金及び国民健康保険料（税）・後期高齢者医療の保険料（以下「保険料（税）」という。）の免除措置の取扱い等については、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示等対象地域における被保険者等の一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する財政支援の延長について」（平成 26 年 2 月 19 日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課・総務課医療費適正化対策推進室・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）において、一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する財政支援を延長することとしていました。

今般、一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する財政支援の期間を、下記のとおり延長することを予定していますので、内容を御了知いただくとともに、貴管下保険者及び関係団体においては、適切な取扱いがなされるよう御配慮をお願いいたします。

なお、下記の内容については、平成 27 年度政府予算案の可決・成立が前提となり、具体的な財政支援の内容については、追ってお知らせする予定であることを申し添えます。

1 一部負担金の免除措置に対する財政支援について

- ・帰還困難区域等（※2）及び上位所得層（※3）を除く旧緊急時避難準備区域等（※4）・旧避難指示解除準備区域等（※5）の被保険者等（東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した被保険者等を含む。以下同じ。）の一部負担金であって、平成28年2月29日までの間に係るもの
- ・旧避難指示解除準備区域等の上位所得層の被保険者等（東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した被保険者等を含む。以下同じ。）の一部負担金であって、平成27年9月30日までの間に係るもの

について行う免除措置に対し、平成27年度において、平成27年2月28日までと同様の財政支援を予定していること。

2 平成27年度相当分の保険料（税）の免除措置に対する財政支援について

- ・帰還困難区域等及び上位所得層を除く旧緊急時避難準備区域等・旧避難指示解除準備区域等の被保険者（東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した被保険者を含む。）の平成27年度相当分の保険料（税）額であって、平成28年3月31日までに普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。）が到来するものの金額
- ・旧避難指示解除準備区域等の上位所得層の被保険者（東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した被保険者を含む。）の平成27年度相当分の保険料（税）額であって、平成28年3月31日までに普通徴収の納期限が到来するもののうち、平成27年4月分から9月分までに相当する月割算定額

について、別途通知する減免基準に基づいて行う免除措置に対し、平成27年度において、平成27年3月31日までと同様の財政支援を予定していること。

3 平成26年度相当分の保険料（税）の免除措置に対する財政支援について

避難指示区域等の被保険者に係る保険料（税）について、「東日本大震災により被災した被保険者に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援の基準について」（平成26年7月16日付け保国発0716第2号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）及び「平成26年度後期高齢者医療災害臨時特例補助金の交付申請及び後期高齢者医療の特別調整交付金の交付について」（平成26年7月11日付け保高発0711第1号厚生労働省保険局高齢者医療課長通知）において示した減免基準に基づいて行う平成26年度相当分の保険料（税）の免除措置については、平成27年3月31日までの間に普通徴収の納期限が設定されているものを財政支援の対象とすることとしているが、平成26年度末に資格を取得したこと等により平成27年4月以後に普通徴収の納期限が到来するものについても、その全額を平成27年度の特別調整交付（補助）金により財政支援する予定であること。

4 特定健康診査等の自己負担金の免除措置等に要した費用への財政支援の延長について

- ・帰還困難区域等及び上位所得層を除く旧緊急時避難準備区域等・旧避難指示解除準備区域等の被保険者等の特定健康診査等の自己負担金の免除及び被災先との健診単価の

## 差額に対する助成措置

- ・旧避難指示解除準備区域等の上位所得層の被保険者等に対して行った、平成 27 年 9 月 30 日までの間に係る特定健康診査等の自己負担金の免除及び被災先との健診単価の差額に対する助成措置

については、平成 27 年度において、平成 27 年 3 月 31 日までと同様の財政支援（※6）を予定していること。

（※1）「避難指示区域等」とは、①警戒区域、②計画的避難区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点（ホットスポット）の4つの区域等をいう（いずれも、解除・再編された場合を含む）。

（※2）「帰還困難区域等」とは、①帰還困難区域、②居住制限区域、③避難指示解除準備区域の3つの区域をいう。

（※3）「上位所得層」とは、

①健康保険については、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 40 条第 1 項及び船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 16 条第 1 項に規定する標準報酬月額が 53 万円以上に該当する被保険者

②国民健康保険については、世帯に属する国民健康保険の被保険者について、平成 26 年（平成 27 年 7 月までの場合にあつては、平成 25 年）の国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 29 条の 3 第 2 項に規定する基準所得額を合算した額が、600 万円を超える世帯

③後期高齢者医療制度については、世帯に属する後期高齢者医療の被保険者について、平成 26 年（平成 27 年 7 月までの場合にあつては、平成 25 年）の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）第 18 条第 1 項第 2 号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が、600 万円を超える世帯

（※4）「旧緊急時避難準備区域等」とは、①旧緊急時避難準備区域、②平成 25 年度以前に指定が解除された特定避難勧奨地点（ホットスポット）の2つの区域等をいう。

（※5）「旧避難指示解除準備区域等」とは、①旧避難指示解除準備区域、②平成 26 年度に指定が解除された特定避難勧奨地点（ホットスポット）の2つの区域等をいう。（別紙を参照）

（※6）後期高齢者医療制度については、特別調整交付金による財政支援を予定している。

## 平成 26 年度中に指定が解除された避難指示解除準備区域 及び特定避難勧奨地点（ホットスポット）について

### 1 避難指示解除準備区域

#### (1) 田村市の一部

##### 【田村市都路町古道】

- 字尾ノ川の全ての区域、字下ノ久保の全ての区域、字下ノ原の全ての区域、字番坊の全ての区域、字前田の全ての区域、字上野前の全ての区域、字場々の全ての区域、字権七田の全ての区域、字柳野沢の全ての区域、字八小屋の全ての区域、字下野前の全ての区域、字稲葉下の全ての区域、字仲ノ前の全ての区域、字鍛冶屋前の全ての区域、字申酉の全ての区域、字川向の全ての区域、字南作の全ての区域、字荻田の全ての区域、字反田の全ての区域、字鳥伏の全ての区域
- 字横山 89 番地 8、89 番地 9、89 番地 11、92 番地 1、92 番地 2、92 番地 3、92 番地 4、93 番地 1、93 番地 3、93 番地 4、93 番地 5、101 番地 1、101 番地 2、101 番地 3、101 番地 8、101 番地 9、101 番地 10、101 番地 11、101 番地 12、101 番地 13、101 番地 14、101 番地 15、105 番地 1、105 番地 2、105 番地 3、112 番地 1、112 番地 2、112 番地 3、115 番地 1、115 番地 2、116 番地 1、116 番地 2、116 番地 3、117 番地 1、117 番地 2、117 番地 3、117 番地 4、117 番地 5、117 番地 6、117 番地 7、117 番地 8、117 番地 9、117 番地 10、118 番地、119 番地、124 番地、125 番地、129 番地 1、129 番地 2、129 番地 3、129 番地 4、129 番地 5、129 番地 6、130 番地、132 番地、135 番地、136 番地、137 番地、138 番地
- 字戸屋 84 番地、85 番地 1、87 番地 1、87 番地 2、87 番地 4、87 番地 13、87 番地 14、87 番地 15、87 番地 16、88 番地 1、88 番地 3、88 番地 7、88 番地 8、90 番地、91 番地 1、91 番地 2、91 番地 7、91 番地 8、92 番地 2、92 番地 4、93 番地 1、93 番地 3、93 番地 4、93 番地 5、95 番地 1、95 番地 3、96 番地 1、96 番地 4、96 番地 5、98 番地 1、99 番地 1、100 番地 1、100 番地 3、104 番地 1、104 番地 2、105 番地 1、106 番地 1、108 番地 1、108 番地 2、111 番地 1、111 番地 2、111 番地 3、111 番地 5、112 番地、127 番地 1、127 番地 2、127 番地 3、128 番地 1、128 番地 2、128 番地 3、129 番地、135 番地、137 番地、138 番地、145 番地
- 字小滝沢のうち、121 番地 1、121 番地 2、121 番地 3、121 番地 4、121 番地 7、121 番地 8、121 番地 9、121 番地 10、121 番地 11、121 番地 13、121 番地 14、121 番地 15、122 番地 2、126 番地、128 番地、137 番地、138 番地、139 番地、140 番地、141 番地 1、141 番地 2、142 番地、143 番地、144 番地、146 番地 2、148 番地、149 番地、153 番地、156 番地を除く区域

##### 【田村市内国有林福島森林管理署】

- 269 林班から 283 林班

#### (2) 川内村の一部

##### 【川内村大字上川内】

- 字切払 501 番地 1、501 番地 3
- 字大四郎 506 番地 3、506 番地 4、519 番地
- 字檜生のうち、501 番地 5 から 501 番地 7、502 番地 1、502 番地 2、503 番地 57 から 503 番地 59 を除く区域
- 字金子塚の全ての区域、字大鷹鳥谷の全ての区域、字小鷹鳥谷の全ての区域
- 字高山 501 番地
- 字炭焼場 10 番地 1、502 番地、503 番地 1、504 番地、514 番地 1、514 番地 7、514 番地 8、514 番地 12 から 514 番地 17、515 番地 1 から 515 番地 5、516 番地 1、516 番地 6
- 字弓目幾のうち、501 番地 5、501 番地 8、501 番地 9、502 番地、505 番地、506 番地、507 番地、508 番地を除く区域

## 【川内村大字下川内】

- 字田ノ入のうち、9番地、15番地、16番地、19番地1から19番地6、20番地1、20番地8、21番地1から21番地3、22番地1、22番地3から22番地5、23番地、24番地、27番地1、27番地4から27番地6、28番地3、30番地1から30番地3を除く区域
- 字鍋倉の全ての区域
- 字道ノ下522番地1
- 字糠塚の全ての区域、字南の全ての区域、字吉ノ田和の全ての区域、字毛戸の全ての区域、字五枚沢の全ての区域、字上滝の全ての区域
- 字館山501番地1、514番地から528番地、530番地
- 字篠平の全ての区域
- 字坂シ内133番地5、141番地7、152番地1から152番地3、153番地1から153番地5、155番地2、156番地2から156番地4、156番地6、157番地4、157番地8、158番地2から158番地4、159番地2、159番地4、159番地6から159番地16、160番地9、161番地1から161番地3、162番地2、162番地3、167番地3、167番地9、167番地19、176番地3、176番地5、176番地14、236番地1、236番地2、511番地から513番地、547番地、548番地
- 字山梨作の全ての区域
- 字ドブ501番地、503番地1
- 字下仁井倉の全ての区域
- 字宮坂501番地、501番地15から501番地19、501番地22から501番地26、502番地から506番地
- 字原73番地14、73番地15、73番地29、73番地30、106番地9、106番地23から106番地27、106番地34、106番地35、106番地37、106番地39から106番地42、106番地46、504番地1から504番地6、505番地から510番地
- 字横根501番地
- 字平沢17番地、18番地4、18番地6から18番地8、45番地24、70番地17から70番地20、70番地22から70番地29、70番地32から70番地37、70番地44から70番地56、70番地58から70番地62、70番地64、70番地67、70番地71から70番地76、70番地78、86番地2、86番地8、87番地4、88番地2、98番地1、98番地2、98番地4、98番地5、501番地1から501番地6、503番地から505番地、507番地、508番地1、508番地2、511番地1から511番地4、512番地から512番地
- 字北川原103番地34から103番地50、179番地3、524番地1、524番地2、524番地4、530番地から536番地、537番地1、537番地2、537番地4、538番地から543番地、543番地字小田代527番地、528番地、549番地、550番地1から550番地5、551番地

## 【川内村内国有林磐城森林管理署】

- 601林班から603林班、604林班の一部、627林班、628林班、630林班、631林班、634林班、637林班、638林班の一部

## 2 特定避難勧奨地点（ホットスポット）

### (1) 南相馬市

- 鹿島区榑原の一部（4地点）、原町区大谷の一部（16地点）、原町区大原の一部（49地点）、原町区高倉の一部（33地点）、原町区押釜の一部（3地点）、原町区片倉の一部（2地点）、原町区馬場の一部（35地点）

### ※参照

「避難指示等について」（経済産業省ホームページ）

<http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu.html#shiji>

事 務 連 絡  
平成 27 年 2 月 23 日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
後期高齢者医療主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局  
都道府県総務主管部（局）市区町村主管課

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課  
厚生労働省保険局高齢者医療課  
総務省自治税務局市町村税課

避難指示区域等以外の東日本大震災による被災地域における被保険者及び  
旧緊急時避難準備区域等・旧避難指示解除準備区域等の上位所得層の被保険者の  
一部負担金の免除及び保険料（税）の減免に対する財政支援について

東日本大震災による被災者であって、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示区域等（※1）（以下「避難指示区域等」という。）以外の被災地域の被保険者及び旧緊急時避難準備区域等（※2）の上位所得層（※3）の被保険者の平成 26 年度における一部負担金の免除並びに国民健康保険の保険料（税）及び後期高齢者医療の保険料（以下「保険料（税）」という。）の減免に対する財政支援については、「避難指示等対象地域以外の東日本大震災による被災地域における被保険者及び旧緊急時避難準備区域等の上位所得層の被保険者の一部負担金の免除及び保険料（税）の減免に対する財政支援について」（平成 26 年 2 月 19 日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）でお示ししているところですが、平成 27 年 4 月 1 日以降の取扱いについては、下記のとおり予定していますので、貴管下被保険者及び関係団体へ周知いただきますようお願いいたします。

なお、下記の内容については、平成 27 年度政府予算案の可決・成立が前提となり、具体的な財政支援の内容については、追ってお知らせする予定であることを申し添えます。

## 記

- 1 一部負担金の免除及び保険料（税）の減免に対する財政支援について
  - (1) 避難指示区域等以外の被災地域の被保険者（東日本大震災発生後、他市区町村へ転出した被保険者を含む。以下同じ。）及び旧緊急時避難準備区域等の上位所得層の被保険者（東日本大震災発生後、他市区町村へ転出した被保険者を含む。以下同じ。）に対して、平成 27 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間の一部負担金の免除及び平成 27 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日。

以下同じ。)が到来する保険料(税)の減免を行った場合には、平成27年度の国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令(昭和38年厚生省令第10号。以下「国保調整交付金算定省令」という。)第6条第1号及び第4号並びに後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令(平成19年厚生労働省令第141号。以下「後期高齢者医療調整交付金算定省令」という。)第6条第1号及び第3号の規定による特別調整交付金の交付対象となること。その際、これら各号の規定に基づき、平成27年1月1日から同年12月31日までの減免額を基準として、交付対象を判断することとなること。

(2) 旧避難指示解除準備区域等(※4)の上位所得層の被保険者(東日本大震災発生後、他市区町村へ転出した被保険者を含む。以下同じ。)に対して、平成27年10月1日から同年12月31日までの間の一部負担金の免除及び平成27年10月1日から同年12月31日までの間に普通徴収の納期限が到来する保険料(税)の減免を行った場合には、平成27年度の国保調整交付金算定省令第6条第1号及び第4号並びに後期高齢者医療調整交付金算定省令第6条第1号及び第3号の規定による特別調整交付金の交付対象となること。その際、これら各号の規定に基づき、平成27年1月1日から同年12月31日までの減免額を基準として、交付対象を判断することとなること。

(3) (1)及び(2)による財政支援の対象となる保険者等が、引き続き、平成28年1月1日から同年3月31日までの間の一部負担金の免除及び平成28年1月1日から同年3月31日までの間に普通徴収の納期限が到来する保険料(税)の減免を行った場合には、その減免に要した費用の10分の8を、平成28年度の国保調整交付金算定省令第6条第12号及び後期高齢者医療調整交付金算定省令第6条第9号の規定による調整交付金の交付対象とする予定であること。

(4) (1)による財政支援の対象とならない場合であっても、避難指示区域等以外の被災地域の被保険者及び旧緊急時避難準備区域等の上位所得層の被保険者に対して、平成26年12月31日以前から引き続き、一部負担金の免除及び保険料(税)の減免を行った場合であって、国保調整交付金算定省令第6条第1号及び第4号並びに後期高齢者医療調整交付金算定省令第6条第1号及び第3号の規定に基づき、平成26年1月1日から同年12月31日までの減免額を基準として交付対象を判断した結果、平成26年度についてはこれら各号に該当することとなる保険者等が、引き続き、平成27年1月1日から同年3月31日までの間の一部負担金の免除及び平成27年1月1日から同年3月31日までの間に普通徴収の納期限が到来する保険料(税)の減免を行った場合には、その減免に要した費用の10分の8が平成27年度の国保調整交付金算定省令第6条第12号及び後期高齢者医療調整交付金算定省令第6条第9号の規定によ

る調整交付金の交付対象となること。

(5) (1) から (4) までの保険料 (税) の減免措置に対する財政支援は、同一の事由によって市町村民税の減免を行っていることが交付要件となること。

## 2 一部負担金の免除及び保険料 (税) の減免の基準について

(1) 1 の財政支援の対象となる一部負担金の免除措置の免除基準については、以下のとおりとすること。

< i > 1 (1) の財政支援、1 (3) の財政支援のうち 1 (1) に係るもの及び 1 (4) の財政支援

「東日本大震災により被災した国民健康保険の被保険者に対する一部負担金の支払いの免除の要件に関する取扱いについて」(平成 26 年 9 月 29 日付け保国発 0929 第 1 号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知。以下「国保一部負担金免除基準通知」という。) 及び「東日本大震災により被災した後期高齢者医療制度の被保険者に対する一部負担金の支払の免除の要件に関する取扱いについて」(平成 26 年 9 月 30 日付け保高発 0930 第 1 号厚生労働省保険局高齢者医療課長通知。以下「後期高齢者医療一部負担金免除基準通知」という。) において示した免除基準 (ただし、国保一部負担金免除基準通知 1 ⑥から⑧及び後期高齢者医療一部負担金免除基準通知⑥から⑧を除く。) とすること。

< ii > 1 (2) の財政支援

平成 27 年 9 月 30 日までの間の一部負担金の免除については、国保一部負担金免除基準通知の 1 ⑥及び⑧並びに後期高齢者医療一部負担金免除基準通知の⑥及び⑧とし、同年 10 月 1 日以降の一部負担金の免除については、国保一部負担金免除基準通知及び後期高齢者医療一部負担金免除基準通知において示した免除基準 (ただし、国保一部負担金免除基準通知 1 ⑥から⑧及び後期高齢者医療一部負担金免除基準通知⑥から⑧を除く。) とすること。

< iii > 1 (3) の財政支援のうち 1 (2) に係るもの

国保一部負担金免除基準通知及び後期高齢者医療一部負担金免除基準通知において示した免除基準 (ただし、国保一部負担金免除基準通知 1 ⑥から⑧及び後期高齢者医療一部負担金免除基準通知⑥から⑧を除く。) とすること。

なお、国保一部負担金免除基準通知及び後期高齢者医療一部負担金免除基準通知の内容については、旧避難指示解除準備区域等の上位所得層の被保険者を対象外とする旨の改正を行う予定であり、関係通知については、追って通知する予定であること。



(2) 1の財政支援の対象となる保険料(税)の減免措置の減免基準については、以下のとおりとすることとしており、関係通知については、追って通知する予定であること。

<i>1(1)の財政支援、1(3)の財政支援のうち1(1)に係るもの及び1(4)の財政支援

「東日本大震災により被災した被保険者に係る国民健康保険料(税)の減免に対する財政支援の基準について」(平成26年7月16日付け保国発0716第2号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知。以下「国保保険料(税)減免基準通知」という。)の2(1)①から⑤並びに「平成26年度後期高齢者医療災害臨時特例補助金の交付申請及び後期高齢者医療の特別調整交付金の交付について」(平成26年7月11日付け保高発0711第1号厚生労働省保険局高齢者医療課長通知。以下「後期高齢者医療保険料減免基準通知」という。)の2(2)①から⑤及び⑧と同様の減免基準とする予定であること。

<ii>1(2)の財政支援

平成27年度相当分の保険料(税)額であって、平成28年3月31日までに普通徴収の納期が到来するもの(以下「平成27年度相当分保険料(税)」という。)のうち、平成27年4月分から9月分までに相当する月割算定額については、国保保険料(税)減免基準通知の2(1)⑥又は後期高齢者医療保険料減免基準通知の2(2)⑥と同様の減免基準とし、平成27年度相当分保険料(税)のうち、平成27年10月分から12月分までに相当する月割算定額については、国保保険料(税)減免基準通知の2(1)①から⑤並びに後期高齢者医療保険料減免基準通知の2(2)①から⑤及び⑧と同様の基準とする予定であること。

<iii>1(3)の財政支援のうち(2)に係るもの

国保保険料(税)減免基準通知の2(1)①から⑤並びに後期高齢者医療保険料減免基準通知の2(2)①から⑤及び⑧と同様の基準とする予定であること。

3 避難指示区域等以外の被災地域の被保険者及び旧緊急時避難準備区域等・旧避難指示解除準備区域等の上位所得層の被保険者に係る一部負担金及び保険料(税)の平成27年4月1日以降の取扱いについては、あらかじめ、市町村と後期高齢者医療広域連合との間で連携し、その対象者や要件について、十分に調整を行うこと。

- (※1)「避難指示区域等」とは、①警戒区域、②計画的避難区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点（ホットスポット）の4つの区域等をいう（いずれも、解除・再編された場合を含む）。
- (※2)「旧緊急時避難準備区域等」とは、①旧緊急時避難準備区域、②平成25年度以前に指定が解除された特定避難勧奨地点（ホットスポット）の2つの区域等をいう。
- (※3)「上位所得層」とは、
- ①国民健康保険については、世帯に属する国民健康保険の被保険者について、平成26年（平成27年7月までの場合にあつては、平成25年）の国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が、600万円を超える世帯
  - ②後期高齢者医療制度については、世帯に属する後期高齢者医療の被保険者について、平成26年（平成27年7月までの場合にあつては、平成25年）の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が、600万円を超える世帯
- (※4)「旧避難指示解除準備区域等」とは、①旧避難指示解除準備区域、②平成26年度に指定が解除された特定避難勧奨地点（ホットスポット）の2つの区域等をいう。